

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北海道銀行 北海道札幌市中央区大通西4-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 97,725,443円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北洋銀行 北海道札幌市中央大通西3-11	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 178,995,624円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	札幌信用金庫 北海道札幌市中央区南2条西3-15-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,966,181円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	空蘭信用金庫 北海道室蘭市海岸町1-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,554,101円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	空知信用金庫 北海道岩見沢市3条西6-2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,192,767円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	苫小牧信用金庫 北海道苫小牧市表町3-1-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 6,766,915円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北門信用金庫 北海道滝川市本町1-2-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,947,781円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	伊達信用金庫 北海道伊達市梅本町39-30	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,880,498円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北空知信用金庫 北海道深川市4条8-16	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,218,618円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	日高信用金庫 北海道浦河郡浦河町大通2-31-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,727,309円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	函館信用金庫 北海道函館市大手町2-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,600,368円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	渡島信用金庫 北海道茅部郡森町字御幸町115	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,564,897円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	江差信用金庫 北海道檜山郡江差町字本町132	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,365,698円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	小樽信用金庫 北海道小樽市稲穂1-4-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,609,166円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北海信用金庫 北海道余市郡余市町黒川町4-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,963,059円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	旭川信用金庫 北海道旭川市4条通8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 13,498,823円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	稚内信用金庫 北海道稚内市中央3-9-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,878,721円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	留萌信用金庫 北海道留萌市花園町2-1-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,467,016円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北星信用金庫 北海道名寄市西2条南5-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,897,171円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	帯広信用金庫 北海道帯広市西3条南7-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 10,722,100円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	釧路信用金庫 北海道釧路市北大通8-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,642,522円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大地みらい信用金庫 北海道根室市梅ヶ枝町3-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 7,494,312円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北見信用金庫 北海道北見市大通東1-2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 9,844,377円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	網走信用金庫 北海道網走市南4条西1-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,838,820円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	遠軽信用金庫 北海道紋別郡遠軽町大通南1-1-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,654,629円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北央信用組合 北海道札幌市中央区南1条西8-7-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,549,330円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	札幌中央信用組合 北海道札幌市中央区南2条西2-12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,618,411円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	空知商工信用組合 北海道美幌市西2条南2-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,212,253円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	十勝信用組合 北海道帯広市大通南9-20	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,069,519円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	釧路信用組合 北海道釧路市北大通9-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,675,001円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北海道労働金庫 北海道札幌市中央区北1条西5-3-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 18,966,191円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北海道信用農業協同組合連合会 北海道札幌市中央区北4条西1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 22,243,918円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北海道信用漁業協同組合連合会 北海道札幌市中央区北3条西7-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 7,099,108円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	青森銀行 青森県青森市橋本1-9-30	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 40,001,825円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	みちのく銀行 青森県青森市勝田1-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 47,904,387円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	秋田銀行 秋田県秋田市山王3-2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 32,602,981円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北都銀行 秋田県秋田市中通3-1-41	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 19,356,538円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	荘内銀行 山形県鶴岡市本町1-9-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 11,366,106円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	山形銀行 山形県山形市七日町3-1-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 21,001,043円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	岩手銀行 岩手県盛岡市中央通1-2-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 40,422,592円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東北銀行 岩手県盛岡市内丸3-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 18,560,982円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	七十七銀行 宮城県仙台市青葉区中央3-3-20	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 146,703,773円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東邦銀行 福島県福島市大町3-25	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 55,489,510円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	きらやか銀行 山形県山形市旅籠町3-2-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 13,359,599円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北日本銀行 岩手県盛岡市中央通1-6-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 15,756,803円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	仙台銀行 宮城県仙台市青葉区一番町2-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 28,135,147円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	福島銀行 福島県福島市万世町2-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 18,798,398円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大東銀行 福島県郡山市中町19-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 16,196,990円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東奥信用金庫 青森県弘前市大字土手町81	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,771,117円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	青い森信用金庫 青森県八戸市大字八日町18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 11,851,010円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	秋田信用金庫 秋田県秋田市大町3-3-18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,260,511円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	羽後信用金庫 秋田県由利本荘市大町32	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,767,507円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	米沢信用金庫 山形県米沢市大町5-4-27	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,494,995円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	鶴岡信用金庫 山形県鶴岡市馬場町1-14	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,811,244円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	盛岡信用金庫 岩手県盛岡市中ノ橋通1-4-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,944,836円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	宮古信用金庫 岩手県宮古市向町2-46	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,057,541円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	一関信用金庫 岩手県一関市幸町5-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,149,321円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北上信用金庫 岩手県北上市本通り1-5-30	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,478,899円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	水沢信用金庫 岩手県奥州市水沢区字日高西71-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,488,015円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	社の都信用金庫 宮城県仙台市青葉区国分町3-1-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,926,853円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	宮城第一信用金庫 宮城県仙台市青葉区中央3-5-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,427,514円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	石巻信用金庫 宮城県石巻市中央3-6-21	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,791,884円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	仙南信用金庫 宮城県白石市沢端町1-45	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,551,076円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	気仙沼信用金庫 宮城県気仙沼市八日町2-4-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,608,685円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	会津信用金庫 福島県会津若松市馬場町2-16	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,287,909円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	郡山信用金庫 福島県郡山市清水台2-13-26	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,067,412円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	白河信用金庫 福島県白河市大手町14-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,616,944円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	須賀川信用金庫 福島県須賀川市宮先町31	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,354,767円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	ひまわり信用金庫 福島県いわき市平称宣町3-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,222,514円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	あぶくま信用金庫 福島県南相馬市原町区米町2-4	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,948,579円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	二本松信用金庫 福島県二本松市本町2-64	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,231,199円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	福島信用金庫 福島県福島市万世町1-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,618,011円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	青森県信用組合 青森県青森市大字浜田字玉川207-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,509,660円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	石巻商工信用組合 宮城県石巻市中央2-11-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,831,784円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	古川信用組合 宮城県大崎市古川十日町7-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,529,093円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	山形中央信用組合 山形県長井市本町1-3-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,018,308円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	福島県商工信用組合 福島県郡山市堂前町7-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,171,503円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	いわき信用組合 福島県いわき市小名浜花畑町2-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,390,576円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東北労働金庫 宮城県仙台市青葉区北目町1-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 31,879,798円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	青森県信用農業協同組合連合会 青森県青森市東大野2-1-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,119,161円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	岩手県信用農業協同組合連合会 岩手県盛岡市大通1-2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 6,442,762円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	青森県信用漁業協同組合連合会 青森県青森市安方1-1-32	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,550,138円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	岩手県信用漁業協同組合連合会 岩手県盛岡市内丸16-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,396,000円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大垣共立銀行 岐阜県大垣市郭町3-98	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 60,506,678円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	十六銀行 岐阜県岐阜市神田町8-26	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 51,465,082円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	三重銀行 三重県四日市市西新地7-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 13,657,901円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	百五銀行 三重県津市岩田21-27	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 59,279,249円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	岐阜銀行 岐阜県岐阜市宇佐南1-7-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,417,351円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	愛知銀行 愛知県名古屋市中区栄3-14-12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 36,945,637円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	名古屋銀行 愛知県名古屋市中区錦3-19-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 43,595,713円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	中京銀行 愛知県名古屋市中区栄3-33-13	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 25,635,651円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	第三銀行 三重県松阪市京町510	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 26,257,856円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	岐阜信用金庫 岐阜県岐阜市神田町6-11	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 13,640,386円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大垣信用金庫 岐阜県大垣市恵比寿町1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,149,728円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東濃信用金庫 岐阜県多治見市本町2-5-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,456,245円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	関信用金庫 岐阜県関市東賃上12-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,971,379円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	西濃信用金庫 岐阜県揖斐郡大野町大野201	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,403,689円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	豊橋信用金庫 愛知県豊橋市小鬮町579	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 8,668,696円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	岡崎信用金庫 愛知県岡崎市菅生町字元菅41	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 26,036,686円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	いちい信用金庫 愛知県一宮市若竹3-2-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 9,567,618円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	瀬戸信用金庫 愛知県瀬戸市東横山町119-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 8,637,532円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	半田信用金庫 愛知県半田市御幸町8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,995,019円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	知多信用金庫 愛知県半田市星崎町3-39-18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,702,879円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	豊川信用金庫 愛知県豊川市末広通3-34-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,768,409円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	豊田信用金庫 愛知県豊田市元城町1-48	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,971,821円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	碧海信用金庫 愛知県安城市御幸本町15-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 7,037,882円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	西尾信用金庫 愛知県西尾市寄住町洲田51	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,622,373円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	蒲郡信用金庫 愛知県蒲郡市元町5-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 7,648,817円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	尾西信用金庫 愛知県一宮市竈屋1-4-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,201,136円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東春信用金庫 愛知県小牧市小牧3-178	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,267,414円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北伊勢上野信用金庫 三重県四日市市安島2-2-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,151,509円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	三重信用金庫 三重県松阪市朝日町1区16-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,209,685円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	桑名信用金庫 三重県桑名市中央町20	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,660,928円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東海労働金庫 愛知県名古屋市中区新栄1-7-12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 31,823,562円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	岐阜県信用農業協同組合 連合会 岐阜県岐阜市宇佐南4-13-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,014,746円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	愛知県信用農業協同組合 連合会 愛知県名古屋市中区錦3-3-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 19,576,699円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	三重県信用農業協同組合 連合会 三重県津市栄町1-960	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 10,419,349円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	群馬銀行 群馬県前橋市元総社町194	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 61,691,415円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	足利銀行 栃木県宇都宮市桜4-1-25	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 101,778,302円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	第四銀行 新潟県新潟市中央区東堀 前通七番町1071-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 36,017,036円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北越銀行 新潟県長岡市大手通2-2-14	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 25,659,093円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	八十二銀行 長野県長野市岡田178-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 71,741,410円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東和銀行 群馬県前橋市本町2-12-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 19,790,034円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	栃木銀行 栃木県宇都宮市西2-1-18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 28,286,459円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大光銀行 新潟県長岡市大手通1-5-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 12,388,171円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	長野銀行 長野県松本市渚2-9-38	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 9,556,307円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	高崎信用金庫 群馬県高崎市飯塚町1200	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,732,050円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	桐生信用金庫 群馬県桐生市錦町2-15-21	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,690,163円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	アイオー信用金庫 群馬県伊勢崎市中央町20-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,685,015円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	利根郡信用金庫 群馬県沼田市東原新町 1540	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,335,492円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北群馬信用金庫 群馬県渋川市石原203-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,888,001円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	しのめ信用金庫 群馬県富岡市富岡1123	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 6,549,808円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	足利小山信用金庫 栃木県足利市井草町2407-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,686,187円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	栃木信用金庫 栃木県栃木市万町9-28	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,355,134円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	鹿沼相互信用金庫 栃木県鹿沼市上田町2331	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,282,587円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大田原信用金庫 栃木県大田原市中央1-10-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,205,601円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	烏山信用金庫 栃木県那須烏山市中央2-4-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,170,116円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	新潟信用金庫 新潟県新潟市中央区西堀通五番町855-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,170,220円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	長岡信用金庫 新潟県長岡市大手通2-4-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,570,973円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	三条信用金庫 新潟県三条市旭町2-5-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,409,785円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	新発田信用金庫 新潟県新発田市中央町3-2-21	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,623,919円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	上越信用金庫 新潟県上越市中央1-11-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,022,863円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	新井信用金庫 新潟県妙高市栄町2-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,063,175円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	村上信用金庫 新潟県村上市小町2-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,125,934円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	加茂信用金庫 新潟県加茂市本町1-29	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,074,735円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	長野信用金庫 長野県長野市居町133-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 7,560,874円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	松本信用金庫 長野県松本市丸の内1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,950,251円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	上田信用金庫 長野県上田市材木町1-17-12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,275,252円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	諏訪信用金庫 長野県岡谷市郷田2-1-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,492,535円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	飯田信用金庫 長野県飯田市通り町1-6-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,546,476円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	アルプス中央信用金庫 長野県伊那市伊那3438-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,442,862円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	真岡信用組合 栃木県真岡市並木町1-13-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,186,785円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	那須信用組合 栃木県那須塩原市永田町6-9	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,291,965円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	群馬県信用組合 群馬県安中市原市668-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,023,444円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	かみつけ信用組合 群馬県高崎市田町125	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,603,381円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	新潟県信用組合 新潟県新潟市中央区営所通1-302-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,967,824円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	協栄信用組合 新潟県燕市東太田6984	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,401,344円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	長野県信用組合 長野県長野市新田町1103-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,598,461円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	新潟県労働金庫 新潟県新潟市中央区寄居町332-38	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 8,305,195円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	長野県労働金庫 長野県長野市県町523	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 9,963,076円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	群馬県信用農業協同組合 連合会 群馬県前橋市亀里町1310	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 6,155,568円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	長野県信用農業協同組合 連合会 長野県長野市大字南長野 北石堂町1177-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 19,695,777円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	新潟県信用農業協同組合 連合会 新潟県新潟市中央区東中 通1-189-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 11,711,789円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	常陽銀行 茨城県水戸市南町2-5-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 102,771,078円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	筑波銀行 茨城県土浦市中央2-11-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 25,414,215円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	武蔵野銀行 埼玉県さいたま市大宮区桜 木町1-10-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 42,721,223円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	千葉銀行 千葉県千葉市中央区千葉 港1-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 186,068,744円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	千葉興業銀行 千葉県千葉市美浜区幸町 2-1-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 42,403,137円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	山梨中央銀行 山梨県甲府市丸の内1-20- 8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 35,715,144円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	静岡銀行 静岡県静岡市葵区呉服町1-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 79,879,699円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	スルガ銀行 静岡県沼津市通横町23	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 28,592,763円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	清水銀行 静岡県静岡市清水区富士見町2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 9,150,752円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	京葉銀行 千葉県千葉市中央区富士見1-11-11	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 76,595,717円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	静岡中央銀行 静岡県沼津市大手町4-76	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,590,564円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	水戸信用金庫 茨城県水戸市城南2-2-21	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 12,707,632円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	結城信用金庫 茨城県結城市大字結城557	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,039,990円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	埼玉縣信用金庫 埼玉県熊谷市本町1-130-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 24,712,472円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	川口信用金庫 埼玉県川口市栄町3-9-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,484,950円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	青木信用金庫 埼玉県川口市中青木2-13-21	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,258,694円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	飯能信用金庫 埼玉県飯能市栄町24-9	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,511,634円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	千葉信用金庫 千葉県千葉市中央区中央2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 12,871,992円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	銚子信用金庫 千葉県銚子市双葉町5-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 8,611,477円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東京ベイ信用金庫 千葉県市川市市川1-23-28	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,038,079円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	館山信用金庫 千葉県館山市北条1634	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,292,160円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	佐原信用金庫 千葉県香取市佐原イ525	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,749,285円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	甲府信用金庫 山梨県甲府市丸の内2-17-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,455,395円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	山梨信用金庫 山梨県甲府市中央1-12-36	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,924,345円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	しずおか信用金庫 静岡県静岡市葵区相生町1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,633,783円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	静岡信用金庫 静岡県静岡市葵区昭和町2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,511,726円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	浜松信用金庫 静岡県浜松市中区元城町114-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 9,195,117円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	沼津信用金庫 静岡県沼津市大手町5-6-16	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,912,995円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	三島信用金庫 静岡県三島市芝本町12-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,939,612円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	富士宮信用金庫 静岡県富士宮市元城町31-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,681,167円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	島田信用金庫 静岡県島田市本通3-2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,195,282円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	磐田信用金庫 静岡県磐田市中泉578-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,892,064円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	焼津信用金庫 静岡県焼津市栄町3-5-14	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,269,160円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	掛川信用金庫 静岡県掛川市亀の甲2-203	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,723,613円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	富士信用金庫 静岡県富士市青島町212	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,466,569円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	遠州信用金庫 静岡県浜松市中央区沢町 81-18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,179,988円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	茨城県信用組合 茨城県水戸市大町2-3-12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 12,608,073円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	房総信用組合 千葉県茂原市高師町1-10- 5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,596,254円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	銚子商工信用組合 千葉県銚子市東之町1-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,534,145円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	山梨県民信用組合 山梨県甲府市相生1-2-34	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 6,099,001円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	静岡県労働金庫 静岡県静岡市葵区黒金町 5-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 36,499,436円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	茨城県信用農業協同組合 連合会 茨城県水戸市梅香1-1-4	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,672,087円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	埼玉県信用農業協同組合 連合会 埼玉県さいたま市浦和区高 砂3-12-9	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,263,787円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	千葉県信用農業協同組合 連合会 千葉県千葉市中央区新千 葉3-2-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 8,991,928円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	山梨県信用農業協同組合 連合会 山梨県甲府市飯田1-1-20	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,148,088円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	静岡県信用農業協同組合連合会 静岡県静岡市駿河区曲金3-8-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 15,611,657円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	みずほ銀行 東京都千代田区内幸町1-1-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 508,225,333円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	三菱東京UFJ銀行 東京都千代田区丸の内2-7-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 850,991,800円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	りそな銀行 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 352,307,514円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	三井住友銀行 東京都千代田区有楽町1-1-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 791,667,086円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	埼玉りそな銀行 埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 297,479,735円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東京都市銀行 東京都港区六本木2-3-11	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 9,797,570円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	横浜銀行 神奈川県横浜西区みなとみらい3-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 237,970,485円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	三菱UFJ信託銀行 東京都千代田区丸の内1-4-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 25,548,051円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	みずほ信託銀行 東京都中央区八重洲1-2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 15,214,759円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	中央三井信託銀行 東京都港区芝3-33-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 40,679,531円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	住友信託銀行 大阪府大阪市中央区北浜4-5-33	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 9,180,590円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東日本銀行 東京都中央区日本橋3-11-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 9,397,843円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東京スター銀行 東京都港区赤坂1-6-16	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 7,102,750円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	神奈川銀行 神奈川県横浜市中区長者町9-166	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,301,540円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	八千代銀行 東京都新宿区新宿5-9-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 17,258,999円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	横浜信用金庫 神奈川県横浜市中区尾上町2-16-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,297,229円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	三浦藤沢信用金庫 神奈川県横浜須賀町大滝町1-28	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,535,257円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	湘南信用金庫 神奈川県横浜須賀町大滝町2-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 9,615,506円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	川崎信用金庫 神奈川県川崎市川崎区砂子2-11-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,891,403円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	平塚信用金庫 神奈川県平塚市紅谷町11-19	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,529,386円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	さがみ信用金庫 神奈川県小田原市本町2-9-25	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 7,259,478円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	中栄信用金庫 神奈川県秦野市元町1-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,275,017円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	中南信用金庫 神奈川県中郡大磯町大磯1133-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,078,109円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	朝日信用金庫 東京都台東区台東2-8-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,668,242円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	さわやか信用金庫 東京都港区三田5-21-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,780,673円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	芝信用金庫 東京都港区新橋6-23-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,261,532円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東京東信用金庫 東京都墨田区東向島2-36-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,427,959円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	亀有信用金庫 東京都葛飾区亀有3-13-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,322,281円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	西武信用金庫 東京都中野区中野2-29-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,035,534円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	城南信用金庫 東京都品川区西五反田7-2-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,012,685円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東京信用金庫 東京都豊島区東池袋1-12-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,591,114円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	城北信用金庫 東京都荒川区荒川3-79-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 6,180,132円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	瀧野川信用金庫 東京都北区田端新町3-25-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,493,553円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	巢鴨信用金庫 東京都豊島区巢鴨2-10-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,507,517円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	青梅信用金庫 東京都青梅市勝沼3-65	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,441,040円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	多摩信用金庫 東京都立川市曙町2-8-28	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 10,984,127円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	七鳥信用組合 東京都大島町元町4-1-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,480,158円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	中央労働金庫 東京都千代田区神田須田町1-9	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 55,383,318円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	農林中央金庫 東京都千代田区有楽町1-13-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 45,745,836円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東京都信用農業協同組合連合会 東京都立川市柴崎町3-5-25	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,100,353円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	神奈川県信用農業協同組合連合会 神奈川県横浜市中区海岸通1-2-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 8,888,854円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	協同住宅ローン株式会社 東京都目黒区中央町1-15-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,273,469円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	琉球銀行 沖縄県那覇市久茂地1-11-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 6,219,051円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	沖縄銀行 沖縄県那覇市久茂地3-10-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,375,460円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	沖縄海邦銀行 沖縄県那覇市久茂地2-9-12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,675,580円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	沖縄県農業協同組合 沖縄県那覇市楚辺2-33-18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,314,008円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	滋賀銀行 滋賀県大津市浜町1-38	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 46,630,198円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	京都銀行 京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 27,059,941円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	近畿大阪銀行 大阪府大阪市中央区城見1-4-27	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 37,286,350円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	泉州銀行 大阪府岸和田市宮本町26-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 51,818,681円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	池田銀行 大阪府池田市城南2-1-11	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 48,857,106円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	南都銀行 奈良県奈良市橋本町16	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 51,463,807円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	紀陽銀行 和歌山県和歌山市本町1-35	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 45,627,614円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	但馬銀行 兵庫県豊岡市千代田町1-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,085,326円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	関西アーバン銀行 大阪府大阪市中央区西心齋橋1-2-4	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 34,675,340円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大正銀行 大阪府大阪市中央区今橋2-5-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,247,702円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	みなと銀行 兵庫県神戸市中央区三宮町2-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 90,485,563円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	滋賀中央信用金庫 滋賀県近江八幡市桜宮町198	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,896,506円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	長浜信用金庫 滋賀県長浜市元浜町3-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,183,156円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	湖東信用金庫 滋賀県東近江市青葉町1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,503,072円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	京都信用金庫 京都府京都市下京区四条通柳馬場東立売東町7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,844,625円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	京都中央信用金庫 京都府京都市下京区四条通丸鳥西入ル	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 22,319,701円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	京都北都信用金庫 京都府宮津市宇鶴賀2054-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 10,842,794円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大阪信用金庫 大阪府大阪市天王寺区上本町8-9-14	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,848,011円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大東信用金庫 大阪府八尾市本町2-8-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,613,267円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	摂津水都信用金庫 大阪府茨木市西駅前町9-32	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,669,529円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	奈良信用金庫 奈良県大和郡山田南郡山田529-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,135,235円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大和信用金庫 奈良県桜井市桜井281-11	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,944,896円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	奈良中央信用金庫 奈良県磯城郡田原本町132-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,969,127円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	新宮信用金庫 和歌山県新宮市大橋通3-1-4	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,234,769円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	きのくに信用金庫 和歌山県和歌山市本町2-38	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,916,493円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	神戸信用金庫 兵庫県神戸市中央区浪花町61	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,161,906円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	姫路信用金庫 兵庫県姫路市十二所前町105	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 6,437,988円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	播州信用金庫 兵庫県姫路市南駅前町110	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 13,437,189円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	兵庫信用金庫 兵庫県姫路市北条口3-27	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 6,090,779円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	尼崎信用金庫 兵庫県尼崎市開明町3-30	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 11,001,990円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	日新信用金庫 兵庫県明石市本町2-3-20	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,322,710円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	淡路信用金庫 兵庫県洲本市宇山3-5-25	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,289,577円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	但馬信用金庫 兵庫県豊岡市中央町17-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,720,786円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	西兵庫信用金庫 兵庫県粟粟市山崎町山崎190	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,577,571円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	中兵庫信用金庫 兵庫県丹波市氷上町成松226-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,115,778円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	但陽信用金庫 兵庫県加古川市加古川町溝之口539	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 9,289,969円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	兵庫県信用組合 兵庫県神戸市中央区栄町通3-4-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,965,110円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	淡陽信用組合 兵庫県洲本市栄町1-3-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,033,137円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	近畿労働金庫 大阪府大阪市中央区森ノ宮中央1-10-14	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 23,096,381円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	滋賀県信用農業協同組合 連合会 滋賀県大津市京町4-3-38	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,154,097円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	京都府信用農業協同組合 連合会 京都府京都市南区東九条西山王町1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,375,315円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大阪府信用農業協同組合 連合会 大阪府大阪市中央区馬場町3-35	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,586,272円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	兵庫県信用農業協同組合 連合会 兵庫県神戸市中央区海岸通1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,388,503円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	和歌山県信用農業協同組合 連合会 和歌山県和歌山市美園町5-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,532,577円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	阿波銀行 徳島県徳島市西船場町2-24-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 18,747,172円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	百十四銀行 香川県高松市亀井町5-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 35,895,054円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	伊予銀行 愛媛県松山市南堀端町1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 42,424,870円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	四国銀行 高知県高知市南はりまや町1-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 15,817,878円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	徳島銀行 徳島県徳島市富田浜1-16	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 9,605,278円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	香川銀行 香川県高松市亀井町6-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 12,169,788円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	愛媛銀行 愛媛県松山市勝山町2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 17,428,249円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	高知銀行 高知県高知市堺町2-24	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 9,186,272円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	徳島信用金庫 徳島県徳島市紺屋町8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,282,160円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	高松信用金庫 香川県高松市瓦町1-9-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,146,017円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	愛媛信用金庫 愛媛県松山市二番町4-2-11	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,050,003円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	幡多信用金庫 高知県四万十市中村京町1-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,171,078円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	高知信用金庫 高知県高知市はりまや町2-4-4	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,138,119円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	四国労働金庫 香川県高松市浜ノ町72-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 10,780,660円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	徳島県信用農業協同組合 連合会 徳島県徳島市北佐古一番 町5-12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,207,375円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	香川県信用農業協同組合 連合会 香川県高松市寿町1-3-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,883,282円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	愛媛県信用農業協同組合 連合会 愛媛県松山市南堀端町2-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 8,015,172円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	高知県信用農業協同組合 連合会 高知県高知市本町4-1-24	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,829,718円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北陸銀行 富山県富山市堤町通り1-2-26	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 59,772,233円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	富山銀行 富山県高岡市守山町22	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,355,877円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北國銀行 石川県金沢市下堤町1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 39,329,262円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	福井銀行 福井県福井市順化1-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 15,371,268円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	富山第一銀行 富山県富山市総曲輪2-2-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 6,783,425円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	福邦銀行 福井県福井市順化1-6-9	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,349,150円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	富山信用金庫 富山県富山市室町通り1-1-32	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,843,446円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	高岡信用金庫 富山県高岡市守山町68	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,156,297円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	金沢信用金庫 石川県金沢市香林坊1-3-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 7,214,854円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	のと共栄信用金庫 石川県七尾市松物町35	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,872,672円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北陸信用金庫 石川県金沢市玉川町11-18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,307,503円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	鶴来信用金庫 石川県白山市鶴来町1丁目 ワ107-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,436,353円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	興能信用金庫 石川県鳳珠郡能登町宇字 出津ム字45-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,059,434円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	福井信用金庫 福井県福井市市原2-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,328,977円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	敦賀信用金庫 福井県敦賀市本町1-11-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,981,423円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	越前信用金庫 福井県大野市日吉町2-19	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,635,351円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北陸労働金庫 石川県金沢市芳斉2-15-18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 10,415,987円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	石川県信用農業協同組合 連合会 石川県金沢市古府1-220	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,173,217円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	福井県信用農業協同組合 連合会 福井県福井市大手3-2-18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,475,797円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	鳥取銀行 鳥取県鳥取市永楽温泉町 171	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 8,625,534円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	山陰合同銀行 島根県松江市魚町10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 45,994,509円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	中国銀行 岡山県岡山市北区丸の内1-15-20	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 69,354,508円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	広島銀行 広島県広島市中区紙屋町1-3-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 101,254,051円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	山口銀行 山口県下関市竹崎町4-2-36	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 62,797,325円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	島根銀行 島根県松江市東本町2-35	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,645,604円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	トマト銀行 岡山県岡山市北区番町2-3-4	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 17,749,006円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	もみじ銀行 広島県広島市中区胡町1-24	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 49,882,045円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	西京銀行 山口県周南市平和通1-10-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 14,127,378円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	鳥取信用金庫 鳥取県鳥取市栄町645	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,348,854円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	米子信用金庫 鳥取県米子市東福原2-5-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,109,786円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	日本海信用金庫 島根県浜田市殿町83-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,092,547円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	島根中央信用金庫 島根県出雲市今市町252-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,969,156円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	おかやま信用金庫 岡山県岡山市北区柳町1-11-21	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 8,526,406円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	水島信用金庫 岡山県倉敷市水島西常盤町8-23	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,373,048円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	津山信用金庫 岡山県津山市山下30-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,071,602円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	玉島信用金庫 岡山県倉敷市玉島1438	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,822,285円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	吉備信用金庫 岡山県総社市中央2-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,772,502円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	日生信用金庫 岡山県備前市日生町日生 888-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,225,336円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	備前信用金庫 岡山県備前市伊部1660-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,617,128円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	広島信用金庫 広島県広島市中区富士見 町3-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 12,281,218円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	呉信用金庫 広島県呉市本通2-2-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,826,186円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	しまなみ信用金庫 広島県三原市港町1-8-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,592,932円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	萩山口信用金庫 山口県山口市道場門前1- 5-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,233,006円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	西中国信用金庫 山口県下関市細江町1-1-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 9,316,964円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	防府信用金庫 山口県防府市天神1-12-18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,327,568円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東山口信用金庫 山口県柳井市中央2-7-31	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,702,847円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	笠岡信用組合 岡山県笠岡市笠岡2388-40	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,084,313円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	広島市信用組合 広島県広島市中区袋町3-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,341,163円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	広島県信用組合 広島県広島市中区富士見町1-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,379,177円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	中国労働金庫 広島県広島市南区金屋町1-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 21,677,240円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	島根県信用農業協同組合 連合会 島根県松江市殿町19-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,912,424円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	広島県信用農業協同組合 連合会 広島県広島市中区大手町4-6-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 9,724,586円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	山口県信用農業協同組合 連合会 山口県山口市小郡下郷 2139	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,572,131円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	福岡銀行 福岡県福岡市中央区天神 2-13-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 148,163,595円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	筑邦銀行 福岡県久留米市諏訪野町 2456-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 8,128,924円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	佐賀銀行 佐賀県佐賀市唐人2-7-20	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 43,259,808円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	十八銀行 長崎県長崎市銅座町1-11	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 29,276,683円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	親和銀行 長崎県佐世保市島瀬町10-12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 44,362,046円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	西日本シティ銀行 福岡県福岡市博多区博多 駅前3-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 156,540,445円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	福岡中央銀行 福岡県福岡市中央区大名 2-12-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,325,892円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	佐賀共栄銀行 佐賀県佐賀市松原4-2-12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,239,140円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	長崎銀行 長崎県長崎市栄町3-14	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,742,567円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	福岡ひびき信用金庫 福岡県北九州市八幡東区 尾倉2-8-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 10,509,741円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大牟田柳川信用金庫 福岡県大牟田市有明町2- 2-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,524,828円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	筑後信用金庫 福岡県久留米市東町35-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,710,913円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	飯塚信用金庫 福岡県飯塚市本町11-42	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,079,930円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	田川信用金庫 福岡県田川市大字伊田 3557-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,086,094円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大川信用金庫 福岡県大川市大字榎津 305-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,304,575円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	遠賀信用金庫 福岡県遠賀郡水巻町頃末 北4-6-18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,490,170円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	唐津信用金庫 佐賀県唐津市大名小路 310-35	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,370,167円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	佐賀信用金庫 佐賀県佐賀市中央本町8- 10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,234,733円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	伊万里信用金庫 佐賀県伊万里市伊万里町 甲375-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,210,876円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	九州ひぜん信用金庫 佐賀県武雄市武雄町大字 富岡8894	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,833,462円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	たちばな信用金庫 長崎県諫早市八坂町1-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,542,947円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	福岡県南部信用組合 福岡県久留米市台川町宇十三部31-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,532,687円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	とびうめ信用組合 福岡県福岡市東区箱崎1-10-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,114,785円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	九州労働金庫 福岡県福岡市中央区大手門3-3-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 29,497,625円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	福岡県信用農業協同組合連合会 福岡県福岡市中央区天神4-10-12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 12,906,658円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	佐賀県信用農業協同組合連合会 佐賀県佐賀市栄町2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,197,263円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	長崎県信用漁業協同組合連合会 長崎県長崎市五島町2-27	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,563,880円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	肥後銀行 熊本県熊本市練兵町1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 61,073,767円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大分銀行 大分県大分市府内町3-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 33,117,785円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	宮崎銀行 宮崎県宮崎市橋通東4-3-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 52,549,139円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	鹿児島銀行 鹿児島県鹿児島市金生町6-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 80,203,026円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	熊本ファミリー銀行 熊本県熊本市水前寺6-29-20	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 28,521,058円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	豊和銀行 大分県大分市王子中町4-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 13,023,287円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	宮崎太陽銀行 宮崎県宮崎市広島2-1-31	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 12,650,588円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	南日本銀行 鹿児島県鹿児島市山下町1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 9,342,530円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	熊本信用金庫 熊本県熊本市手取本町2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,804,250円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	熊本第一信用金庫 熊本県熊本市花畑町10-29	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,648,192円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	熊本中央信用金庫 熊本県熊本市大江本町1-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,731,563円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大分信用金庫 大分県大分市大道町3-4-42	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,423,607円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大分みらい信用金庫 大分県別府市駅前本町1-31	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,934,560円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	宮崎信用金庫 宮崎県宮崎市橋通東2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,501,635円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	都城信用金庫 宮崎県都城都市上町6街区10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,106,614円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	延岡信用金庫 宮崎県延岡市南町1-4-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,353,434円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	高鍋信用金庫 宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町673	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,684,006円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	南郷信用金庫 宮崎県日南市南郷町中村乙25360-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,040,733円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	鹿児島信用金庫 鹿児島県鹿児島市名山村1-23	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 8,938,947円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	鹿児島相互信用金庫 鹿児島県鹿児島市泉町2-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 12,543,446円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	奄美大島信用金庫 鹿児島県奄美市名瀬幸町4-18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,867,793円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	熊本県信用組合 熊本県熊本市紺屋今町1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,081,875円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大分県信用組合 大分県大分市中島西2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,562,576円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	鹿児島興業信用組合 鹿児島県鹿児島市東千石町17-11	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,795,623円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	奄美信用組合 鹿児島県奄美市名瀬幸町6-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,804,856円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大分県信用農業協同組合 連合会 大分県大分市舞鶴町1-4-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 7,250,477円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	宮崎県信用農業協同組合 連合会 宮崎県宮崎市霧島1-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 10,164,982円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	鹿児島県信用農業協同組合 連合会 鹿児島県鹿児島市鴨池新町15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 17,892,663円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	宮崎県信用漁業協同組合 連合会 宮崎県宮崎市港2-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,192,801円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	鹿児島県信用漁業協同組合 連合会 鹿児島県鹿児島市鴨池新町11-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件ほか	基本管理回収手数料 175円/件ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,329,064円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北海道銀行 北海道札幌市中央区大通西4-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,396,957円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北洋銀行 北海道札幌市中央大通西3-11	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 30,524,775円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北門信用金庫 北海道滝川市本町1-2-5	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,025,142円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	函館信用金庫 北海道函館市大手町2-7	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,987,073円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	留萌信用金庫 北海道留萌市花園町2-1-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,075,533円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北見信用金庫 北海道北見市大通東1-2-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,870,682円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北海道労働金庫 北海道札幌市中央区北1条西5-3-10	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 6,787,496円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北海道信用農業協同組合連合会 北海道札幌市中央区北4条西1-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,155,563円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	青森銀行 青森県青森市橋本1-9-30	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,730,438円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	みちのく銀行 青森県青森市勝田1-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,160,766円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北都銀行 秋田県秋田市中通3-1-41	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,805,519円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	荘内銀行 山形県鶴岡市本町1-9-7	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 14,835,173円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東北銀行 岩手県盛岡市内丸3-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,325,899円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東邦銀行 福島県福島市大町3-25	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,031,282円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	きらやか銀行 山形県山形市旅電町3-2-3	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,138,385円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	福島銀行 福島県福島市万世町2-5	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,182,779円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大東銀行 福島県郡山市中町19-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,124,424円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	盛岡信用金庫 岩手県盛岡市中ノ橋通1-4-6	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,011,415円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	福島信用金庫 福島県福島市万世町1-5	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,132,781円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	いわき信用組合 福島県いわき市小名浜花畑町2-5	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,804,288円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東北労働金庫 宮城県仙台市青葉区北目町1-15	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 14,979,693円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大垣共立銀行 岐阜県大垣市郭町3-98	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 10,256,644円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	十六銀行 岐阜県岐阜市神田町8-26	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 44,052,787円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	三重銀行 三重県四日市市西新地7-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 7,755,209円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	百五銀行 三重県津市岩田21-27	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 15,497,279円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	愛知銀行 愛知県名古屋市中区栄3-14-12	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 7,525,225円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	名古屋銀行 愛知県名古屋市中区錦3-19-17	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 7,227,440円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	中京銀行 愛知県名古屋市中区栄3-33-13	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 6,956,881円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	第三銀行 三重県松阪市京町510	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,371,314円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	岐阜信用金庫 岐阜県岐阜市神田町6-11	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,176,988円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大垣信用金庫 岐阜県大垣市恵比寿町1-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,253,687円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東濃信用金庫 岐阜県多治見市本町2-5-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,648,630円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	関信用金庫 岐阜県関市東貨上12-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,253,197円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	豊橋信用金庫 愛知県豊橋市小畷町579	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,921,243円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	岡崎信用金庫 愛知県岡崎市菅生町字元首41	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 19,008,325円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	知多信用金庫 愛知県半田市星崎町3-39-18	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,448,380円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	豊田信用金庫 愛知県豊田市元城町1-48	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,980,206円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	碧海信用金庫 愛知県安城市御幸本町15-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,457,978円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	蒲郡信用金庫 愛知県蒲郡市元町5-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,456,813円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東春信用金庫 愛知県小牧市小牧3-178	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 7,373,211円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東海労働金庫 愛知県名古屋市中区新栄1-7-12	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,802,399円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	トヨタファイナンス株式会社 東京都江東区東陽6-3-2	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 16,187,186円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	群馬銀行 群馬県前橋市元総社町194	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 45,814,524円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	足利銀行 栃木県宇都宮市桜4-1-25	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,964,745円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	第四銀行 新潟県新潟市中央区東堀 前通七番町1071-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 8,412,906円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北越銀行 新潟県長岡市大手通2-2-14	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 7,936,147円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	八十二銀行 長野県長野市岡田178-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 20,692,136円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東和銀行 群馬県前橋市本町2-12-6	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,536,340円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	栃木銀行 栃木県宇都宮市西2-1-18	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 8,599,874円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大光銀行 新潟県長岡市大手通1-5-6	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 13,432,041円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	高崎信用金庫 群馬県高崎市飯塚町1200	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,210,577円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	長野信用金庫 長野県長野市居町133-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 8,308,133円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	松本信用金庫 長野県松本市丸の内1-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,292,493円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	新潟県労働金庫 新潟県新潟市中央区寄居町332-38	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,662,431円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	常陽銀行 茨城県水戸市南町2-5-5	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,669,360円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	筑波銀行 茨城県土浦市中央2-11-7	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,333,870円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	武蔵野銀行 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 8,488,462円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	千葉銀行 千葉県千葉市中央区千葉港1-2	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 68,136,639円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	千葉興業銀行 千葉県千葉市美浜区幸町2-1-2	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 39,915,427円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	山梨中央銀行 山梨県甲府市丸の内1-20-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,292,593円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	静岡銀行 静岡県静岡市葵区呉服町1-10	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 18,307,884円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	スルガ銀行 静岡県沼津市通横町23	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 24,712,812円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	京業銀行 千葉県千葉市中央区富士見1-11-11	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 27,515,820円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	千葉信用金庫 千葉県千葉市中央区中央2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,900,181円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	浜松信用金庫 静岡県浜松市中区元城町114-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,650,119円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	茨城県信用組合 茨城県水戸市大町2-3-12	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,093,120円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	静岡県労働金庫 静岡県静岡市葵区黒金町5-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 14,931,323円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	静岡県信用農業協同組合 静岡県静岡市駿河区曲金3-8-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,237,315円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	みずほ銀行 東京都千代田区内幸町1-1-5	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,405,712,416円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	三菱東京UFJ銀行 東京都千代田区丸の内2-7-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 221,981,717円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	りそな銀行 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 369,961,745円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	三井住友銀行 東京都千代田区有楽町1-1-2	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 146,728,111円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	埼玉りそな銀行 埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 83,177,320円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	横浜銀行 神奈川県横浜西区みなとみらい3-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 83,083,629円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	中央三井信託銀行 東京都港区芝3-33-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 145,725,226円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	八千代銀行 東京都新宿区新宿5-9-2	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 74,769,274円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	三浦藤沢信用金庫 神奈川県横浜須賀町大滝町1-28	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,161,561円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	湘南信用金庫 神奈川県横浜須賀町大滝町2-2	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,382,364円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	川崎信用金庫 神奈川県川崎市川崎区砂子2-11-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,483,327円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	西武信用金庫 東京都中野区中野2-29-10	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,734,867円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	青梅信用金庫 東京都青梅市勝沼3-65	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,139,230円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	多摩信用金庫 東京都立川市曙町2-8-28	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,879,436円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	第一勧業信用組合 東京都新宿区四谷2-13	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 18,800,912円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	中央労働金庫 東京都千代田区神田須田町1-9	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 62,036,811円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	協同住宅ローン株式会社 東京都目黒区中央町1-15-3	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 211,246,972円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	日本住宅ローン株式会社 東京都文京区後楽1-4-14	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,005,396,044円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	三井住友海上火災保険株式会社 東京都中央区新川2-27-2	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 69,908,692円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東京合同ファイナンス株式会社 東京都中央区日本橋室町3-2-15	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 10,365,869円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	SBIモーゲージ株式会社 東京都港区六本木1-6-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 140,514,577円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東芝住宅ローンサービス株式会社 東京都新宿区西新宿6-5-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 104,894,681円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	旭化成モーゲージ株式会社 東京都新宿区西新宿2-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 70,468,484円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	全宅住宅ローン株式会社 東京都千代田区内神田2-16-9	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 156,306,060円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	株式会社ファミリーライフサービス 東京都武蔵野市境2-12-13	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 41,649,495円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	あいおい損害保険株式会社 東京都渋谷区恵比寿1-28-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 10,713,724円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	財形住宅金融株式会社 東京都千代田区麹町5-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 44,369,790円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	株式会社優良住宅ローン 東京都新宿区新宿1-3-12	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 59,126,267円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	株式会社ジェイ・モーゲージバンク 東京都港区新橋1-18-16	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 54,021,756円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	オリックス株式会社 東京都港区浜松町2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 38,776,829円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	日本モーゲージサービス株式会社 東京都港区西新橋3-7-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 14,858,464円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	住生活グループファイナンス株式会社 東京都江東区大島2-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 13,357,260円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	楽天モーゲージ株式会社 東京都品川区東品川4-12-3	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 7,135,408円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	NTTファイナンス株式会社 東京都港区芝浦1-2-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,910,557円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	財団法人年金住宅福祉協会 東京都港区西新橋1-10-2	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,000,368円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	株式会社ハウス・デポ・パートナーズ 東京都江東区新木場1-7-22	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,684,339円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	新生カード株式会社 東京都港区赤坂5-2-20	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 6,837,763円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	株式会社クレディセゾン 東京都豊島区東池袋3-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,649,658円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	滋賀銀行 滋賀県大津市浜町1-38	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 15,591,336円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	京都銀行 京都府京都市下京区丸鳥通松原上る薬師前町700	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 7,178,673円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	近畿大阪銀行 大阪府大阪市中央区城見1-4-27	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,759,525円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	泉州銀行 大阪府岸和田市宮本町26-15	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 13,994,518円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	池田銀行 大阪府池田市城南2-1-11	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 60,145,601円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	南都銀行 奈良県奈良市橋本町16	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,617,261円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	紀陽銀行 和歌山県和歌山市本町1-35	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,996,721円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	但馬銀行 兵庫県豊岡市千代田町1-5	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 18,918,435円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	関西アーバン銀行 大阪府大阪市中央区西心斎橋1-2-4	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 7,989,201円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	みなと銀行 兵庫県神戸市中央区三宮町2-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 16,243,304円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	滋賀中央信用金庫 滋賀県近江八幡市桜宮町198	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,053,981円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	京都信用金庫 京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,636,857円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	京都中央信用金庫 京都府京都市下京区四条通烏丸西入ル	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,694,843円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	きのくに信用金庫 和歌山県和歌山市本町2-38	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,010,906円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	神戸信用金庫 兵庫県神戸市中央区浪花町61	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,103,704円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	姫路信用金庫 兵庫県姫路市十二所前町105	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,673,799円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	播州信用金庫 兵庫県姫路市南駅前町110	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 7,410,889円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	兵庫信用金庫 兵庫県姫路市北条口3-27	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,768,265円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	尼崎信用金庫 兵庫県尼崎市開明町3-30	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,440,731円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	但陽信用金庫 兵庫県加古川市加古川町溝之口539	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,263,821円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	近畿産業信用組合 大阪府大阪市天王寺区筆ヶ崎町2-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,144,992円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	近畿労働金庫 大阪府大阪市中央区森ノ宮中央1-10-14	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,094,424円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社 大阪府大阪市北区中之島3-2-18	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 27,293,753円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	阿波銀行 徳島県徳島市西船場町2-24-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 11,026,011円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	百十四銀行 香川県高松市亀井町5-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 8,168,646円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	伊予銀行 愛媛県松山市南堀端町1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 21,255,260円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	四国銀行 高知県高知市南はりまや町1-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 7,487,419円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	徳島銀行 徳島県徳島市富田浜1-16	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 6,312,979円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	香川銀行 香川県高松市亀井町6-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 8,739,327円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	愛媛銀行 愛媛県松山市勝山町2-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,997,972円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	高知銀行 高知県高知市堺町2-24	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,319,510円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	徳島信用金庫 徳島県徳島市紺屋町8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,194,837円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	愛媛信用金庫 愛媛県松山市二番町4-2-11	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,065,769円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	幡多信用金庫 高知県四万十市中村京町1-17	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,189,571円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	四国労働金庫 香川県高松市浜ノ町72-3	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 14,409,294円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北陸銀行 富山県富山市堤町通り1-2-26	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 35,901,958円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	富山銀行 富山県高岡市守山町22	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,995,232円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北國銀行 石川県金沢市下堤町1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 15,293,352円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	福井銀行 福井県福井市順化1-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,949,254円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	富山第一銀行 富山県富山市総曲輪2-2-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,361,517円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	福邦銀行 福井県福井市順化1-6-9	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,508,729円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	富山信用金庫 富山県富山市室町通り1-1-32	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,501,797円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	金沢信用金庫 石川県金沢市香林坊1-3-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 9,042,024円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	のと共栄信用金庫 石川県七尾市検物町35	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,970,319円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北陸信用金庫 石川県金沢市玉川町11-18	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,077,669円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	興能信用金庫 石川県鳳珠郡能登町宇字 出津ム字45-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,649,786円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	福井信用金庫 福井県福井市田原2-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,817,106円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	敦賀信用金庫 福井県敦賀市本町1-11-7	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,729,645円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	小浜信用金庫 福井県小浜市大手町9-20	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,268,985円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	北陸労働金庫 石川県金沢市芳斉2-15-18	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 9,143,140円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	鳥取銀行 鳥取県鳥取市永楽温泉町171	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,902,278円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	山陰合同銀行 島根県松江市魚町10	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 11,586,079円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	中国銀行 岡山県岡山市北区丸の内1-15-20	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 12,510,841円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	広島銀行 広島県広島市中区紙屋町1-3-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 82,033,710円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	山口銀行 山口県下関市竹崎町4-2-36	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 9,178,050円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	島根銀行 島根県松江市東本町2-35	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,330,452円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	トマト銀行 岡山県岡山市北区番町2-3-4	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,889,544円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	もみじ銀行 広島県広島市中区胡町1-24	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 19,380,834円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	西京銀行 山口県周南市平和通1-10-2	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,641,689円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	鳥取信用金庫 鳥取県鳥取市栄町645	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 2,241,749円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	米子信用金庫 鳥取県米子市東福原2-5-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,760,707円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	おかやま信用金庫 岡山県岡山市北区柳町1-11-21	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,706,302円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	水島信用金庫 岡山県倉敷市水島西常盤町8-23	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,811,169円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	広島信用金庫 広島県広島市中区富士見町3-15	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 6,431,250円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	呉信用金庫 広島県呉市本通2-2-15	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,073,337円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	西中国信用金庫 山口県下関市細江町1-1-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,034,304円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	広島県信用組合 広島県広島市中区富士見町1-17	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,018,164円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	中国労働金庫 広島県広島市南区金屋町1-17	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 15,945,706円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	福岡銀行 福岡県福岡市中央区天神2-13-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 14,188,755円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	筑邦銀行 福岡県久留米市諏訪野町2456-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,236,703円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	佐賀銀行 佐賀県佐賀市唐人2-7-20	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,704,626円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	十八銀行 長崎県長崎市銅座町1-11	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 7,649,328円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	親和銀行 長崎県佐世保市島瀬町10-12	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,737,958円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	西日本シティ銀行 福岡県福岡市博多区博多駅前3-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 10,803,505円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	佐賀共栄銀行 佐賀県佐賀市松原4-2-12	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,814,518円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	福岡ひびき信用金庫 福岡県北九州市八幡東区尾倉2-8-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 12,221,786円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大川信用金庫 福岡県大川市大字榎津305-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,500,267円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	遠賀信用金庫 福岡県遠賀郡水巻町碩末北4-6-18	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 12,463,812円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	九州ひぜん信用金庫 佐賀県武雄市武雄町大字富岡8894	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 9,275,403円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	たちばな信用金庫 長崎県諫早市八坂町1-10	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,483,348円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	九州労働金庫 福岡県福岡市中央区大手門3-3-3	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 31,523,022円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	肥後銀行 熊本県熊本市練兵町1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 35,372,028円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大分銀行 大分県大分市府内町3-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 5,296,801円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	宮崎銀行 宮崎県宮崎市橋通東4-3-5	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 14,140,942円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	鹿児島銀行 鹿児島県鹿児島市金生町6-6	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 13,164,281円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	熊本ファミリー銀行 熊本県熊本市水前寺6-29-20	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 18,547,402円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	豊和銀行 大分県大分市王子中町4-10	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,771,512円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	宮崎太陽銀行 宮崎県宮崎市広島2-1-31	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 3,558,379円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	南日本銀行 鹿児島県鹿児島市山下町1-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,208,826円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	熊本信用金庫 熊本県熊本市手取本町2-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,234,344円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	熊本第一信用金庫 熊本県熊本市花畑町10-29	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,973,632円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	熊本中央信用金庫 熊本県熊本市大江本町1-6	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,936,153円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大分信用金庫 大分県大分市駅前本町3-4-42	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,060,976円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大分みらい信用金庫 大分県別府市駅前本町1-31	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,472,793円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	延岡信用金庫 宮崎県延岡市南町1-4-3	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 4,865,258円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	高鍋信用金庫 宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町673	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,202,958円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	南郷信用金庫 宮崎県日南市南郷町中村乙2536口-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 1,756,410円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	鹿児島相互信用金庫 鹿児島県鹿児島市泉町2-3	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 支払予定額 18,998,155円

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考	
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	大分県信用組合 大分県大分市中島西2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。		債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した利率を乗じて得た金額 ほか	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債券の想定発行利率等から算出した利率を乗じて得た金額 ほか	---	-	単価契約 総支払予定額 8,549,689円
個人情報情報の利用	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	株式会社日本信用情報機構 東京都千代田区神田多町2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構における審査のために個人情報取得するものである。消費者金融、信販会社及びその他金融業者からの借入情報を取得できる個人情報情報は、株式会社日本信用情報機構のみであるため、唯一の契約相手方である同社と随意契約したものである。	24,217,200	照会費用 94.5円/件ほか	100.00%	-	単価契約 総支払予定額 24,217,200円	
個人情報情報の利用	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	全国銀行協会 東京都千代田区丸の内1-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構における審査のために個人情報取得するものである。全国銀行協会加盟の金融機関すべて(都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等)の借入情報を取得できるのは全国銀行協会しか存在しないため、唯一の契約相手方である同協会と随意契約したものである。	135,885,000	照会費用 294円/件ほか	100.00%	-	単価契約 総支払予定額 135,885,000円	
日本司法書士会連合会報酬請求書とりまとめ業務	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	日本司法書士会連合会 東京都新宿区本塩町9-3	会計規程第25条第1項 独立行政法人への移行により、旧公庫名義の住宅ローン完済等に伴う抵当権抹消等登記を行う際に、抵当権の移転登記が必要となっている。本件は、司法書士に移転登記を依頼したことにより生じる報酬請求書の取りまとめ等業務を、司法書士が所属している司法書士会に委託することが効率的であるため、同会と随意契約したものである。	139,356,000	420円/件	100.00%	-	単価契約 総支払予定額 139,356,000円	
債権管理回収業務委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	株式会社住宅債権管理回収機構 東京都新宿区水道町3-1	会計規程第25条第1項 独立行政法人住宅金融支援機構への移行にあたり財団法人公庫住宅融資保証協会から権利・義務を包括承継したが、その際に、旧保証協会と契約相手方との間で締結された求償債権の管理回収業務に係る業務委託契約も承継したため、旧保証協会時に契約相手方に委託していた本業務を引き続き委託する必要があること、また、一旦委託した債務者に対する管理回収業務は、同一の者が行った方が効率的であると考えられることから、同社と随意契約したものである。	666,519,000	競売申立手数料 42,000円/件ほか	100.00%	-	単価契約 総支払予定額 666,519,000円	
格付に関する基本契約	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	株式会社格付投資情報センター 東京都中央区日本橋1-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構の債券について投資判断に関する情報を提供するという業務であることを踏まえ、格付会社の債券格付けの実績及び格付会社に対する外部の方の評価等を考慮した企画競争方式(平成22年2月22日公示)による評価を行って選定し、随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-		
平成22年度から平成26年度の間発行する一般担保住宅金融支援機構債券及び貸付債権担保住宅金融支援機構債券の格付け分析に関する契約	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	スタンダード・アンド・プアーズ・インターナショナル・エル・エル・シー 東京都千代田区丸の内1-6-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構の債券について投資判断に関する情報を提供するという業務であることを踏まえ、格付会社の債券格付けの実績及び格付会社に対する外部の方の評価等を考慮した企画競争方式(平成22年2月22日公示)による評価を行って選定し、随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-		
郵便振替用紙による振込手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 機構団体信用生命保険特約制度を利用する顧客との間の約款において、特約料の払込方法を預金口座振替又は郵便振替と定めている。郵便振替のサービスを提供しているのは株式会社ゆうちょ銀行のみであることから、同社と随意契約したものである。	4,700,000	120円/件ほか	100.00%	-	単価契約 総支払予定額 4,700,000円	
平成22年度立命館大学大学院公開講座への派遣研修	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	学校法人立命館 京都府京都市中京区西ノ京朱雀1	会計規程第25条第1項 本件は、金融・証券分野において高い専門性を有する人材を育成するため、特定の公開講座に職員を参加させるものである。当該講座は、立命館大学によるもの以外には見当たらないことから、同社と随意契約したものである。	3,075,000	534,000	17.37%	-		
事務所賃貸借	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	株式会社横浜銀行 神奈川県横浜市中区みなとみらい3-1-1	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	当事者間の約定により非公表	当事者間の約定により非公表	---	-		

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
金融情報サービスの利用	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	トムソン・ロイター・マーケット株式会社 東京都港区赤坂5-3-1	政府調達規程第11条第2号 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。機構が証券化支援事業を実施するにあたり、機構が発行する債券の市場での取引状況を的確に把握する必要があり、当該情報の情報提供者が限られること、加えて、デリバティブ取引を実施するために使用している金融管理サポートシステム(FMS)に用いる市場データは、同社より取得していることから、同システムを管理・運用する上で当該情報の入手が可能な同社と随意契約したものである。	18,447,660	18,412,380	99.81%	-	
本店ビルにおける熱需給	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東京下水道エネルギー株式会社 東京都中央区新富1-7-4	会計規程第25条第1項 本店ビルにおける冷暖房については、ビル竣工時より後楽1丁目地区の地域冷暖房を使用しており、平成22年度も引き続き熱需給契約を締結するが、後楽1丁目地区において当該熱需給供給を行う事業者は、東京下水道エネルギー株式会社1社であることから、同社と随意契約したものである。	96,000,000	冷水401.1円 (1MJ/hあたり) ほか	100.00%	-	単価契約 総支払予定額 96,000,000円
金融情報サービスの利用	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	株式会社QUICK 東京都中央区日本橋室町2-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。機構が発行する債券のディスクローズの一環として、機構は同社に情報提供し、同社はこれを加工しサービス提供している。機構が債券発行するために必要なMBS評価システム等は、同社のみが提供しているサービスであることから随意契約したものである。	5,884,200	5,884,200	100.00%	-	
証券化支援業務に係る税務アドバイス	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	KPMG税理士法人 東京都港区六本木1-6-1	会計規程第25条第1項 本業務は、複雑多岐にわたる証券化制度、フラット35や貸付債権担保住宅金融支援機構債券の商品性、各種契約書内容に関する知識・理解を前提とした国税・地方税等に関するアドバイスを業務である。このため、契約相手方は当機構の業務内容や関係法令、上記制度に精通していることを前提としなければならず、本制度創設時に以降税務的なアドバイスを受けている同法人が契約相手方として最適であることから随意契約したものである。	8,400,000	8,400,000	100.00%	-	
ナビダイヤル利用料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	13,837,860	利用料金 47,565円/月ほか	100.00%	-	単価契約 総支払予定額 13,837,860円
金融情報サービスの利用	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	ブルームバーグ・エル・ピー 東京都千代田区丸の内2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。機構が証券化支援事業を実施するにあたり、機構が発行する債券の市場での取引状況を的確に把握する必要があり、当該情報の情報提供者が限られることから、同社と随意契約したものである。	11,408,670	11,408,670	100.00%	-	
金融情報サービスの利用	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	トムソン・ロイター・マーケット株式会社 東京都港区赤坂5-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。機構が発行する債券のうちMBSとSBについては、債券市場から資金を調達している。必要な資金を確実に調達する上では、債券市場における機構の起債運営に対する評価を把握することが必要であり、当該情報の情報提供者が限られること、加えて、引受候補証券会社の評価に際しても、債券全般の引受実績を用いる必要があり、当該情報の情報提供者が限られることから、同社と随意契約したものである。	1,953,000	1,953,000	100.00%	-	
NHK受信料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計規程第25条第1項 放送法に基づき契約の相手方が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	1,106,595	1,106,595	100.00%	-	
ファームバンキング利用に係る振込手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	株式会社三菱東京UFJ銀行 東京都千代田区神田鍛冶町3-6-3	会計規程第25条第1項 本件は、ファームバンキングを利用して機構の資金決済を行うための契約である。100億円超の資金決済を行うには、日銀ネット決済を利用する必要があり、現在このサービスは同行のみが提供している。また、機構のメインバンクは同行であり、コスト削減や効率性に鑑み同行と随意契約したものである。	45,122,595	振込手数料 157.5円/件ほか	100.00%	-	単価契約 総支払予定額 45,122,595円
登記情報サービスの利用	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	財団法人民事法務協会 東京都千代田区神田淡路町2-8-5	会計規程第25条第1項 機構業務の実施にあたり当該情報が必要であり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため同協会と随意契約したものである。	1,960,000	利用料金 465円/件ほか	100.00%	0	単価契約 総支払予定額 1,960,000円
事務所賃貸借	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	当事者間の約定により非公表	当事者間の約定により非公表	---	-	
マンション市場情報サービスの利用	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	株式会社長谷工アーベスト 東京都港区芝2-32-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要なマンション市場情報の提供サービスを受けるものである。機構が必要とする情報は、同社のみが提供しているものであることから随意契約したものである。	1,260,000	1,260,000	100.00%	-	
ガス	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東京ガス株式会社 東京都港区湾岸1-5-20	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	1,563,573	1,563,573	100.00%	-	
水道	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東京都水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	9,818,355	9,818,355	100.00%	-	

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
後納郵便	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。	53,113,464	53,113,464	100.00%	-	
後納郵便	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。	1,860,000	1,860,000	100.00%	-	
後納郵便	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。	3,244,135	3,244,135	100.00%	-	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	11,662,000	11,662,000	100.00%	-	
インターネット回線利用料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3-19-2	会計規程第25条第1項 本件は、インターネット利用のため、ADSL回線使用料を契約相手方に支払うものである。一般競争入札により調達したホームページサーバホスティングサービスを行うプロバイダとの契約において指定されたインターネット回線事業者であるため、同社と随意契約したものである。	1,086,120	1,086,120	100.00%	-	
個人信用情報利用に係る通信回線利用料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	株式会社日本信用情報機構 東京都千代田区神田多町2-1	会計規程第25条第1項 本件は、株式会社日本信用情報機構の個人信用情報の利用のために必要な通信回線に係る契約である。利用に当たり回線事業者が指定されているため、同社と随意契約したものである。	2,268,000	12,600円/回線ほか	100.00%	-	単価契約 総支払予定額 2,268,000円
個人信用情報利用に係る通信回線利用料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計規程第25条第1項 本件は、全国銀行協会の個人信用情報の利用のために必要な通信回線に係る契約である。利用に当たり回線事業者が指定されているため、同社と随意契約したものである。	1,239,492	735円/回線ほか	100.00%	-	単価契約 総支払予定額 1,239,492円
借上宿舍	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,664,000	2,664,000	100.00%	-	
借上宿舍	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,784,000	2,784,000	100.00%	-	
借上宿舍	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,784,000	2,784,000	100.00%	-	
借上宿舍	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,736,000	2,736,000	100.00%	-	
借上宿舍	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	3,060,000	3,060,000	100.00%	-	
借上宿舍	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	3,060,000	3,060,000	100.00%	-	
借上宿舍	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	有限会社オオスミプランニング 静岡県浜松市東区西塚町311-7	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	1,560,000	1,560,000	100.00%	-	
借上宿舍	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,712,000	2,712,000	100.00%	-	
借上宿舍	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い職員宿舍の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	2,232,000	2,232,000	100.00%	-	
借上宿舍	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い職員宿舍の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	2,088,000	2,088,000	100.00%	-	
借上宿舍	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い職員宿舍の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	2,088,000	2,088,000	100.00%	-	
借上宿舍	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い職員宿舍の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	1,080,000	1,080,000	100.00%	-	

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
平成22年度階層別研修(リーダーシップ・マネジメント能力向上)	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月5日	株式会社グロービス 東京都千代田区二番町5-1	会計規程第25条第1項 本件は、各階層ごとに一貫してリーダーシップ・マネジメント能力の向上を図るための研修を外部に委託するものである。 本業務について、企画競争手続(平成21年12月28日公示)により契約相手方を選定し、随意契約したものである。	8,268,750	8,137,500	98.41%	-	
平成22年度ビジネススキル研修	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月5日	株式会社グロービス 東京都千代田区二番町5-1	会計規程第25条第1項 本件は、ビジネススキルの向上を図るための研修を外部に委託するものである。 本業務について、企画競争手続(平成21年12月28日公示)により契約相手方を選定し、随意契約したものである。	15,750,000	15,750,000	100.00%	-	
全額繰上償還請求債権等の回収等業務	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	-	エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社 東京都中野区本町2-46-1	会計規程第25条第1項 本件は、住宅金融公庫又は住宅金融支援機構が融資した債権で、延滞等により全額繰上償還請求となった債権の管理回収業務を委託するものである。 本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。	1,275,283,000	競売申立手数料 73,500円/件ほか	100.00%	-	単価契約 総支払予定額 1,275,283,000円
全額繰上償還請求債権等の回収等業務	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	-	オリックス債権回収株式会社 東京都港区浜松町2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、住宅金融公庫又は住宅金融支援機構が融資した債権で、延滞等により全額繰上償還請求となった債権の管理回収業務を委託するものである。 本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。	1,047,553,000	競売申立手数料 73,500円/件ほか	100.00%	-	単価契約 総支払予定額 1,047,553,000円
全額繰上償還請求債権等の回収等業務	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	-	株式会社住宅債権管理回収機構 東京都新宿区水道町3-1	会計規程第25条第1項 本件は、住宅金融公庫又は住宅金融支援機構が融資した債権で、延滞等により全額繰上償還請求となった債権の管理回収業務を委託するものである。 本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。	2,231,745,000	競売申立手数料 72,450円/件ほか	100.00%	-	単価契約 総支払予定額 2,231,745,000円
引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保第36回住宅金融支援機構債券)	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月22日	野村證券株式会社 東京都中央区日本橋1-9-1 ゴールドマン・サックス証券株式会社 東京都港区六本木6-10-1 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町1-5-1	会計規程第25条第1項 本件は、貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した企画競争方式(平成21年12月29日公示)による評価を行って主幹事候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名して、契約する必要がある。 本業務について、企画競争手続により契約相手方を選定し、随意契約したものである。	423,976,875	423,976,875	100.00%	-	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年4月28日	前橋法務局 群馬県前橋市大手町2-10-5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,267,000	1,267,000	100.00%	-	

(注)
会計規程第30条の2に基づく公表である。